

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書解説

1 保育施設の配置基準を OECD 先進国並みの配置基準に改善すること。

日本の保育士の配置基準は、OECD 先進国の配置基準を大きく下回っています。

保育士の配置基準は、乳児については、他の先進国の基準に並ぶ「3人」の配置がとられていますが、「1歳以上」の基準でみると、他国の配置基準を大きく下回っています。政府は、4～5歳児の配置基準を「25人ごとに1人」に改めるとの検討を行っていますが、各国の基準と比べると、まだ不十分な水準であることがわかります。安心して安全な保育を提供するためにも、早急な配置基準の改善が必要です。

保育士の配置基準（保育士1人で見られる子どもの人数）2022年11/10東京新聞より引用

	日本	米 (ニューヨーク州)	英国	フランス	ドイツ
乳児	3人	4人	3人	歩けない子 5人、 歩ける子8人	6人
1歳	6人	(1歳半以 降は5人)	4人		
2歳	6人				
3歳	20人	7人	13人	15人	13人
4歳	30人	8人			
5歳	30人	9人			

※日本は現在の基準。日本以外の各国データは2009年当時の全国社会福祉協議会の報告書より

また、学童保育については、1クラスの子どもの人数は40人のままで、児童一人あたりの利用面積は1.65㎡（およそ畳1畳分）となっています。学童保育は、子どもの放課後の大切な生活・成長の場であり、「子どもたちのためになっているのか」という視点から、早急に基準を見直すことが必要です。

いま、小学校は35人学級に見直しが見直しがされていますが、学童保育の人数は40人のままで、在籍数ではなく出席率で設定されています。そのため、一部の学童保育では、放課後の児童の受け皿として、過密な状況を避けることができない状況です。そうした中、子どもたちに、豊かな放課後、居場所を提供できるかどうかは、放課後児童支援員の存在にかかっています。

しかしながら、放課後児童支援員は非正規職員が多く、低賃金であるがゆえに人員確保が困難という悪循環に陥っています。放課後児童クラブに入りたくても入れない子どもたちの増加傾向も社会問題化しており、学童保育に子どもを預けたいという親の期待とは、大きく乖離した状況になっています。

2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。

公立保育所では、会計年度任用職員の比率が5割を超えています。また、放課後児童支援員については、非正規職員が7割に達しており、正規職員でみても6割が400万円未満で、責任に見合った賃金とはなっていません。

公立保育所の保育士については、自治労「2020年度自治体会計年度任用職員の賃金・労働条件制度調査結果」によると、会計年度任用職員の割合が53%となっています。また、任用時の月給は、フルタイムであっても17.5万円にとどまっています。任用期間の上限については、「上限はもうけていない」が34.7%と最も多く、次いで「3年」が26.3%となっています。

また、放課後児童クラブ（学童保育）職員については、自治労「2020年度放課後児童クラブ・児童館実態調査」によると、公設公営の職員を除き、正規職員であっても、100～200万円未満が22.5%と最も多く、全体の約6割が400万円未満となっています。非正規職員については、20～30時間未満で働く職員が最も多く（30.8%）、賃金も全体の約6割が200万円未満となっています。

このような低賃金で雇用されていることもあって、放課後児童クラブを設置している単組のうち、7割の単組が「募集をしても人が集まらない」と回答しています。

子どもの最善の利益や保護者を支えることを最優先に考えて日々業務にあたっている保育士や放課後児童支援員の処遇改善が進まず、人員不足で疲弊し、離職してしまうことのないよう、保育所や学童保育職場の魅力を高め、処遇や労働条件の向上に取り組むことが重要です。

少子化や保育施設の老朽化によって、一部の地域では、閉園を余儀なくされる公立保育園も出てきています。地域の保育機能の崩壊を招くことのないよう、十分な財源保障が必要です。

2022年度の社会保障給付費は131.1兆円、そのうち子ども・子育て関連の支出額（家族支出：子どもや一人親を対象として現金給付、産前産後の休業補償、就学前教育・保育や児童養護をはじめとした現物給付）は9.7兆円で、社会保障給付全体の7.4%と推計されています。対GDP比で諸外国と比較しても1.7%で、欧州諸国の3%に比べてまだ不十分です。

保育所等を利用する子どもの人数は273万人で、利用率は、全年齢平均の50.9%と就学前児童数の過半数を占めています。

子ども・子育てへの給付は、未来への投資です。子どもたちに安心安全で豊かな育

ちを保障し、保育士等が誇りと充実感を持って働くことができる労働環境を実現するためにも、十分な財源保障が必要です。

3. 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

保育職場で最も課題となっていることは、「保育士の数が足りないこと」です。

3歳児の配置についても、保育士の人員不足のため、「15：1」となっていない保育所が少なくありません。

自治労が2021年に実施した「3歳児の職員配置に関する実態調査結果」によると、保育職場で最も課題となっていることは、「保育士の数が足りないこと」が19%、「書類作成の業務が多いこと」が13%です。その他の回答には、「正規保育士を募集しても応募がない」、「会計年度任用職員の募集をしても、給料が低いため、応募がない」、「正規職員が足りないため、会計年度任用職員をクラス担任に充てている」、「休暇が取得しにくい」、「休憩が取りにくい」、「代替保育士の確保ができない」などの意見が出ています。

また、3歳児の配置が「15：1」になっていない理由についても、4割が「保育士の人員不足のため」と回答しています。

未来を担う子どもたちが健やかに成長するためには、保育施設の担い手の確保が不可欠です。

保育関係予算を増額し、保育士配置基準の引上げと処遇の改善によって、保育士、放課後児童支援員等を増員することが必要です。

保育施設の保育士配置は、OECD先進国と比較しても、少ない職員配置で大勢の子どもを保育を行わなければならない基準となっています。とりわけ、公立保育所は、医療的ケア児や障害児、外国籍の児童等の対応を担うなど、通常の保育に加えて、公立保育所として地域のニーズに対応する責務も担っており、保育士一人ひとりの負担は増すばかりです。

保育事故を防止し、子どもの育ちを保障するためにも、保育職場の人員確保の速やかな実施が必要です。

【参考】

保育所における人員の最低基準についての自治労案（2009年）

保育所における人員の最低基準についての自治労案	
2009.7.31	
児童福祉施設最低基準第33条（現行）	自治労案
<p>保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>	<p>保育所には、保育士、調理員及び嘱託医を置かなければならない。</p> <p>保育士の数は、0歳児2人につき1人以上、満1歳児4人につき1人以上、満2歳児6人につき1人以上、満3歳児12人につき1人以上、満4歳以上の幼児20人につき1人以上とする。この基準に基づき年齢別保育士配置人数を算出し、小数点以下については切り上げとする。</p> <p>ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>
<p>《自治労案の考え方》</p> <p>3歳未満児については、特に個別の関わりが重要な時期。また運動機能の発達、自我の育ち、行動範囲の広がりなど成長発達が著しく、差が大きいため、0歳、1歳、2歳と別々に考える必要がある。食事、排泄の介助、移動時など、余裕をもって行えるよう発達過程に見合った人員配置が必要。また子どもの安全確保の面から、例えば1歳児12人のグループを想定した場合、排泄介助や外からの入室時など、子どもの動き、流れに合わせて必要となる配置は最低3人。</p> <p>3歳児については集団経験の差や身辺の自立度など個人差も大きく、20：1では個々への対応ができないことは保育現場では周知の事実。複数担任を基本とすべきであり、少なくとも12：1への改善が求められる。</p> <p>もともと30人を基本として考えられた幼児の保育士数は幼稚園を基本としているが、保育所が長時間の生活の場であることを踏まえ、グループ規模の縮小の検討も課題である。</p>	
<p>※上記自治労案は、2009年7月、自治労社会福祉評議会保育部会において検討した結果であり、今後、必要に応じて更新する予定。</p>	